

職員がコロナ陽性になった場合の対応について

職場で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、職場での感染拡大の可能性を確認してください。

感染可能期間

感染者に症状がある場合

⇒症状が出現した日の2日前 令和 年 月 日以降

感染者に症状がない場合

⇒検体を採取した日の2日前 令和 年 月 日以降

感染者の最終出勤日

令和 年 月 日

感染可能期間に出勤している

感染拡大する可能性は低いです

はい

いいえ

感染可能期間中に患者と接触した職員をリストアップしてください。

以下のような接触は感染する可能性が特に高いです。

- 屋内外を問わず、感染者と一緒に会話しながら食事・喫煙をした
- マスクで鼻と口が覆われていない状態で、近距離（1メートル以内）で会話をした
- マスクをしていても、車に長時間同乗した
- マスクをしていても、換気の乏しい空間に長時間一緒にいた

【リストアップされた方の対応について】

原則自宅待機期間は7日間ですが、患者との最終接触日から10日間は健康観察を行うよう指示してください。

- ・ 1日2回体温を測り、健康状態を確認する
- ・ 外出を自粛する（仕事は自宅からリモートワーク）
- ・ 同居家族との接触も最小限にする
- ・ 症状が出なかった場合は、7日間の自宅待機とする
- ・ 症状がある場合は、すぐに医療機関で受診する

① 産業医やかかりつけ医など、身近な医療機関

② 身近な医療機関で受診ができない場合は、診療・検査医療機関を

お探してください

参考：愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト「診療・検査医療機関」

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1>



【受診の際の注意事項】

- 受診をする前に、電話で「コロナ患者と接触があった」ことを伝えてください。
- 電話の際に医療機関に受診・検査が可能か確認してください。
- 受診にかかる費用は受診先の医療機関に確認してください。

【受診相談窓口】

平日：午前9時から午後5時30分まで：0587-55-1699

平日夜間：午後5時30分から翌午前9時まで

土、日、祝日：24時間体制

} 052-526-5887

よくある質問

Q1 職員が新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず何をすればいいですか？

A1 次の3つをすぐに行ってください。

- 患者に以下のことを確認する
 - ✓発症日（症状が出現した日） ✓検査日 ✓診断日 ✓診断を受けた医療機関
 - ✓発症2日前からの行動歴と接触者 ✓思い当たる感染源（発症14日前まで）
- 感染の可能性がある職員等を確認し、接触した可能性のある職員を健康観察対象とする
- 患者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q2 どのような状況だと、感染の可能性は高くなりますか？

A2 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）では、「濃厚接触者」として、次のような例が挙げられています。

- ✓患者と同居している者
- ✓長時間の接触（車内や航空機内等を含む）があった者
- ✓適切な感染防護なしに陽性患者を診察、看護、介護していた者
- ✓手で触れることの出来る距離で、マスクを正しく着用せず15分以上の接触があった者

Q3 職場での感染拡大を防ぐために、普段からできる対策はありますか？

A3 患者や接触者が多数発生すると業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまう。このような事態を避けるために、日頃から対策することが必要です。以下の注意点を参考にしてください。

- ① マスクは常に着用し、鼻と口の両方を覆う（鼻だしマスク・あごマスクはNG）
- ② 室内の換気を徹底する（窓やドアは常時2方向開放することが望ましい）
- ③ 共用の物品に触れたら、手洗いや手指のアルコール消毒をする
- ④ のどが痛い・何となくだるい・微熱程度の症状であっても出勤させず、休ませる
- ⑤ テレワークで出勤者を減らし、会議はオンラインで行う
- ⑥ 昼食等は1人で黙々と食べる（食べながらの会話は非常に危険、歯磨きも同じ）
- ⑦ 喫煙所を同時に利用できるのは1人までにする（禁煙もコロナ対策の1つ）
- ⑧ 更衣室や休憩室などは、密にならないよう定員を設ける
- ⑨ 1日1回以上、不特定多数が触れる部分を消毒する

Q4 患者や濃厚接触者となった職員はいつから出勤や外出が可能になりますか？

A4 以下の通りです。

- 患者となった場合
 - ✓発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過してから
 - ✓無症状の場合は陽性となった検体の採取日（検査を受けた日）から7日間経過してから
- 濃厚接触者となった場合
 - ✓患者との最後接触日から7日間経過してから

愛知県江南保健所

Tell 0587-56-2157 Fax 0587-54-5422

Mail konan-hc@pref.aichi.lg.jp

HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/konan-hc/>